

# 神戸市密集市街地まちなの不燃化促進事業補助金交付要綱

平成29年4月14日 住宅都市局長決定  
令和5年2月20日 改 定

## （目 的）

第1条 この要綱は、神戸市密集市街地まちなの不燃化促進事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

## （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐火建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第9号の2に規定する建築物をいう。
- (2) 準耐火建築物 法第2条第9号の3に規定する建築物をいう。
- (3) これらと同等以上の延焼防止性能を有する建築物 法第61条本文の規定に適合する建築物（その壁、柱、床、その他の建築物の部分及び防火設備の性能が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2第1号ロ又は第2号ロに掲げる基準に適合するものに限る）をいう。
- (4) 建築主 法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (5) 延べ面積 令第2条第4号に規定する面積をいう。
- (6) 敷地 令第1条第1号に規定するものをいう。
- (7) 神戸市密集市街地まちなの不燃化促進事業 密集市街地において、耐火建築物又は準耐火建築物若しくはこれらと同等以上の延焼防止性能を有する建築物の住宅の新築に要する費用の一部を補助することで、まちなの不燃化を促進する事業をいう。

## （対象者）

第3条 補助事業の対象となる者は、別表1に定める区域に住宅を新築する者とする。

## （補助事業の要件）

第4条 補助事業の対象となる建築物は、別表1に定める区域において新築する住宅で、別表2に掲げる内容のすべてを満たすこと。ただし、各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 仮設建築物又は附属建築物
  - (2) 法に基づく許可又は認定を受けて建築する建築物（許可又は認定において、主要構造部を耐火構造、準耐火構造若しくは第136条の2第1号ロ又は第2号ロに掲げる基準に適合するものとされているものに限る。）
  - (3) 敷地が袋路状の道路（法第42条第1項に規定する道路（同項の道路とみなされる道路を含む。）をいう。）にのみ接し、その接する部分の長さが4メートル未満で、かつ延べ面積が150㎡を超えて建築する長屋
- 2 原則として他の制度に基づく補助金の交付及び公共事業による補償を受けていないこと。
- 3 補助事業者は、補助事業の概要その他必要な事項を記した標識を、当該補助事業の敷地の道路に面した見やすい場所に掲げなければならない。

## （補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で1件あたり100万円とし、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

#### （事前相談）

第6条 申請者は、原則として次条に定める補助金の交付の申請に先立ち、事前相談を行うものとする。

#### （交付の申請）

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号（補助金の受け取りを他の者に委任する場合は様式第1号の2））
- (2) 委任状（申請手続きを委任する場合）
- (3) 代表者承認書（建築主が複数の場合）
- (4) 土地全部事項証明書（申請日の3か月以内に発行されたもの）
- (5) 公図（申請日の3か月以内に発行されたもの）
- (6) 土地賃貸借契約書等（申請者と土地所有者が異なる場合）
- (7) 建築計画図（付近見取図、配置図、平面図、立面図、求積図）
- (8) 主要構造部等のリスト
- (9) 確認済証（建築物）の写し
- (10) 確認申請書第一面から第五面の写し
- (11) 見積書等の写し（建築工事費の総額が分かるもの）
- (12) その他市長が必要と認める事項

#### （交付の決定）

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。

3 補助事業の工事契約は、第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。

#### （補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

#### （現場審査）

第10条 市長は、補助事業における主な工事箇所を目視確認できる時期に、工程を指定し、現場審査を実施することができる。

2 市長は、前項の現場審査の結果、建築工事が適切に行われていないと認める場合には、工事が適切に行われるよう補助事業者に命じることができる。

3 市長は、補助事業者が第1項の規定による現場審査を受けなかった場合又は前項の命令に従わない場合は、交付決定を取り消すことができる。

#### （実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、原則としてこの事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 検査済証の写し

- (3) 対象建築物の完成後の写真
- (4) 建築工事の契約書の写し
- (5) 領収書の写し又は建築工事費の支払いを証する書類等の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

#### (交付額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 9 号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付額が補助金の交付の決定における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 市長は、第 1 項により適合すると認めるときは、速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

#### (交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

#### (設計工事一括契約の場合の特例)

第 14 条 設計工事一括契約の場合は、次の通りとする。

- (1) 第 7 条第 1 項第 9 号は適用しない。ただし、申請者は、工事着手前に確認済証(建築物)の写しを市長に提出すること。
- (2) 第 7 条第 1 項第 11 号の「見積書等」を「契約書」と読み替える。契約額に建築工事費以外の費用が含まれる場合は、建築工事費が分かる内訳を添付すること。
- (3) 第 8 条第 3 項中「工事契約」を「工事着手」と読み替える。
- (4) 第 11 条第 1 項第 4 号は適用しない。(金額を変更した場合を除く。)

#### (特別な事情による特例)

第 15 条 交付決定後に生じた天災地変その他市長が認める特別な事情により、補助事業の完了が翌年度になる場合は、次の通りとする。

- (1) 当該年度の実績報告について、第 11 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号は適用しない。
- (2) 翌年度の事業に関し、第 8 条第 3 項の規定は適用しない。
- (3) 翌年度の交付申請について、第 7 条第 1 項第 3 号から第 11 号までは適用しない。

#### (補助事業が 2 箇年度にまたがる場合)

第 16 条 補助事業が 2 過年度にまたがることを予定している場合は、申請者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 全体計画承認申請書（様式第 13 号）
- (2) 第 7 条第 2 号から第 11 号までの書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を全体計画承認通知書（様式第 14 号）により速やかに申請者に通知するものとする。また、承認することが不適当であると認めたときは、その旨を全体計画不承認通知書（様式第 15 号）により申請者に通知するものとする。

- 3 第8条第3項によらず、補助事業の工事契約は、前項の承認通知を受けた日以降でなければならない。
- 4 申請者は、第7条による交付の申請より前に全体計画の承認を受けた事業を中止する場合には、全体計画中止（廃止）承認申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を全体計画中止（廃止）承認通知書（様式第17号）により補助事業者に通知するものとする。
- 6 第7条第1項の交付申請は、承認通知を受けた翌年度の4月15日までに行うこととし、第7条第1項第3号から第11号までは適用しない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

##### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

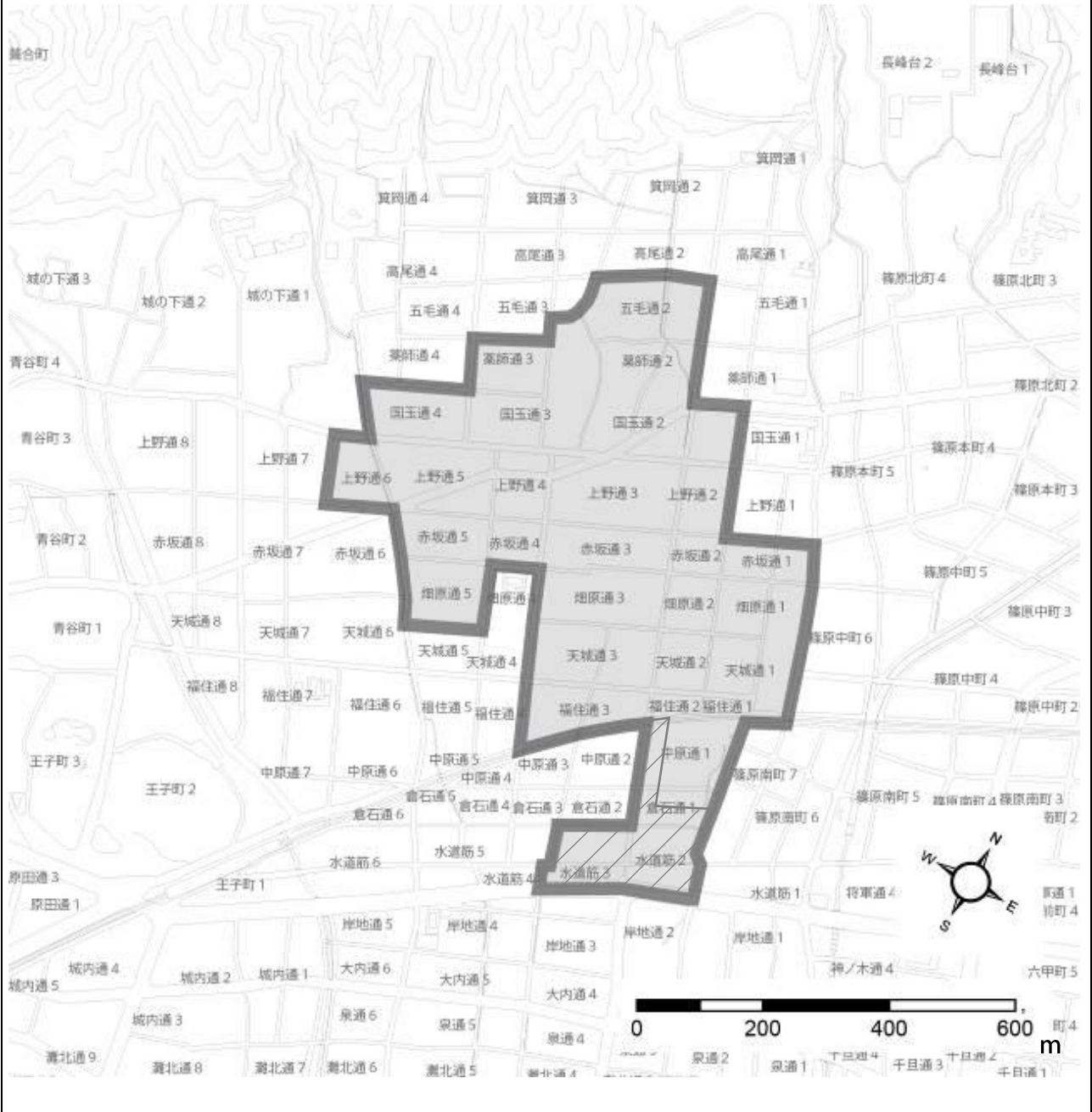
別表1（第3条，第4条関係）

1. 灘北西部地区（斜線部分は防火地域のため対象外）

**対象区域<灘北西部>**

五毛通2丁目、薬師通2～3丁目、国玉通1丁目の一部，2～4丁目、上野通2丁目～6丁目、赤坂通1～5丁目、畑原通1～3丁目，5丁目、天城通1～3丁目、福住通1～3丁目、中原通1丁目の一部、倉石通1丁目の一部

**区域図（参考）**

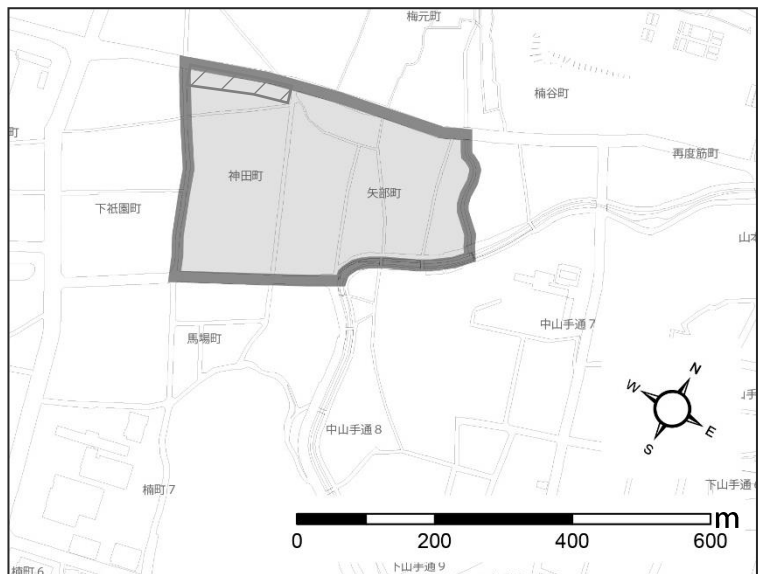
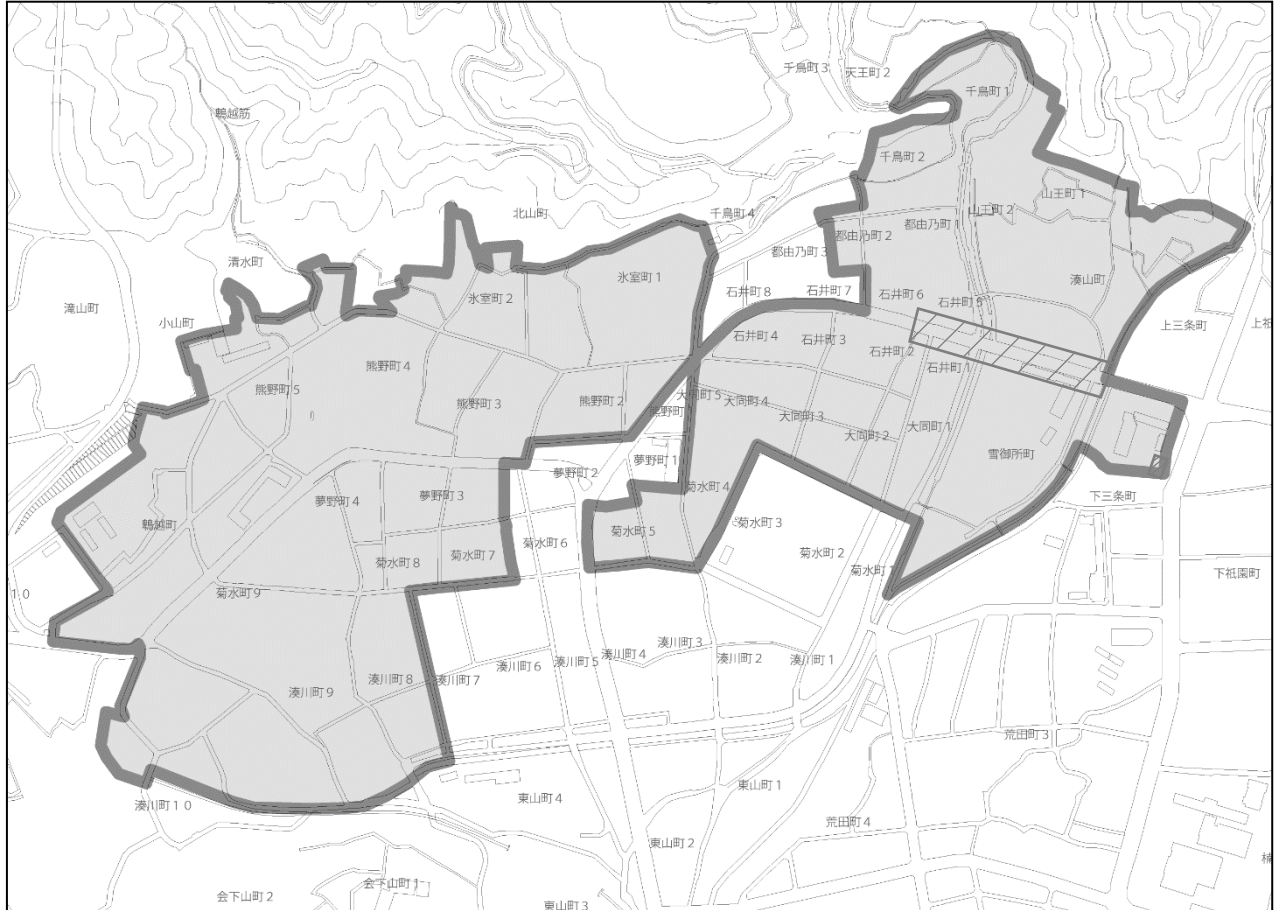


2. 兵庫北部地区 (斜線部分は防火地域のため対象外)

**対象区域<兵庫北部>**

千鳥町1～2丁目、山王町1～2丁目、都由乃町1～2丁目、湊山町の一部、雪御所町の一部、石井町1～2丁目の各一部、3～4丁目、5～6丁目の各一部、大同町1～5丁目、氷室町1丁目の一部、2丁目、熊野町2～5丁目、鶴越町、夢野町3～4丁目、菊水町4～5丁目、7～9丁目、10丁目の一部、湊川町8～9丁目、10丁目の一部、下三条町の一部、矢部町、神田町の一部

**区域図(参考)**

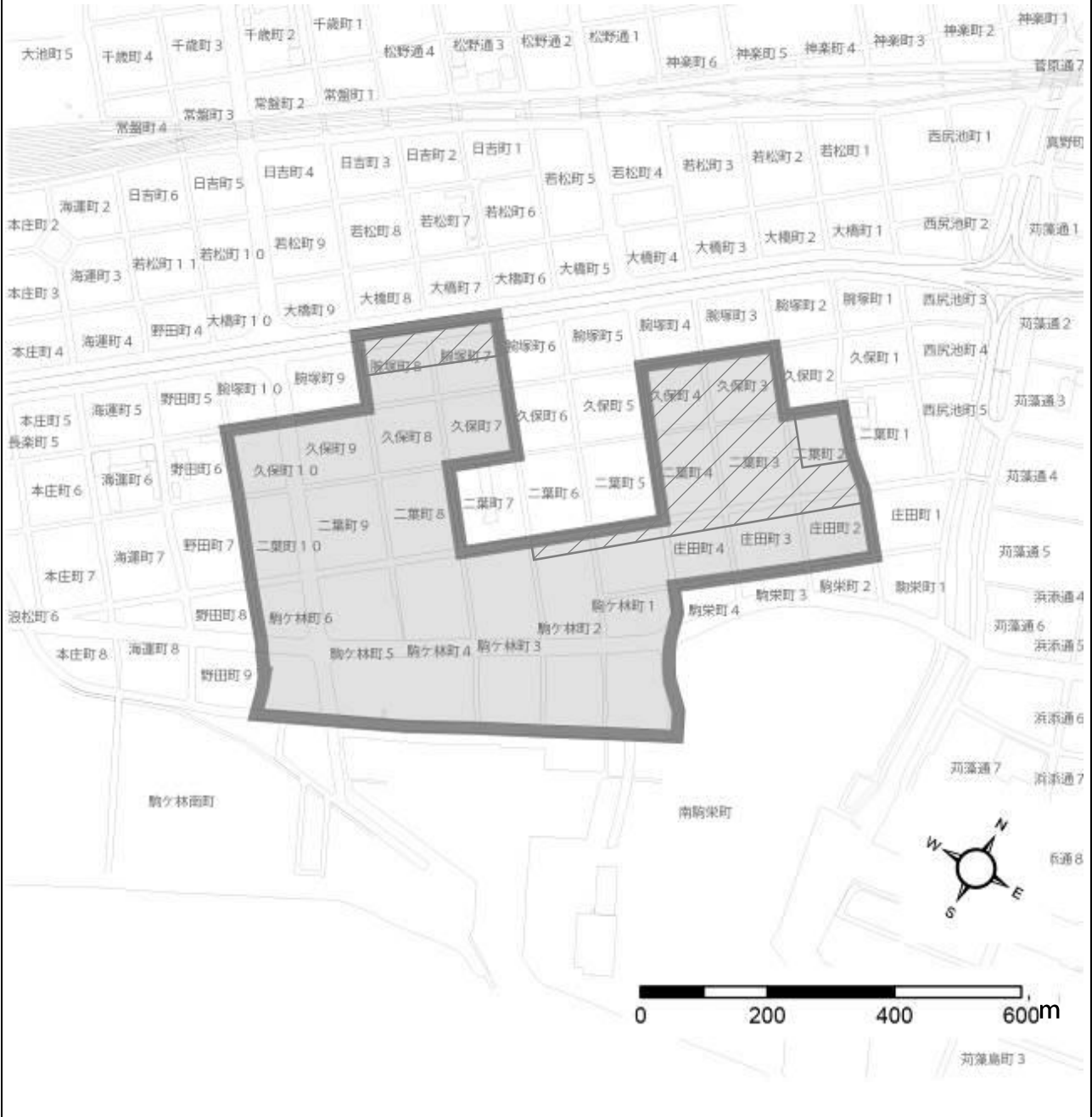


3. 長田南部地区 (斜線部分は防火地域のため対象外)

**対象区域<長田南部>**

腕塚町7～8丁目の各一部、久保町7～10丁目、二葉町2丁目の一部、8～10丁目、庄田町2～4丁目の各一部、駒ヶ林町1～5丁目の各一部、6丁目

**区域図(参考)**



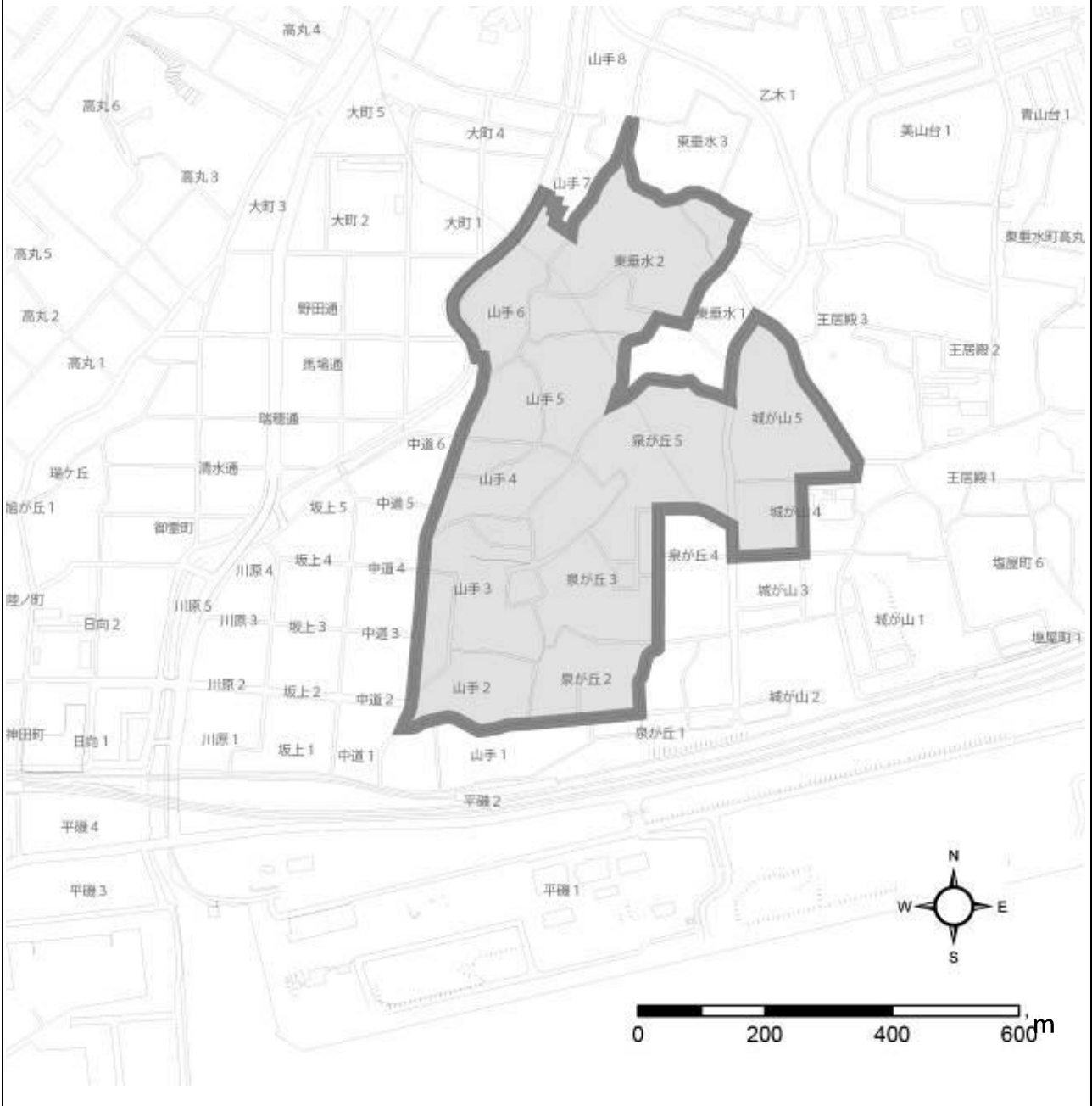


#### 4. 東垂水地区

##### 対象区域<東垂水>

山手2～6丁目、7丁目の一部、東垂水2丁目、泉が丘2～3丁目、4丁目の一部、5丁目、城が山4丁目の一部、5丁目

##### 区域図(参考)





別表2（第4条関係）

構 造	耐火建築物、準耐火建築物、これらと同等以上の延焼防止性能を有する建築物のいずれか
防火地域	準防火地域（建築物が防火地域にまたがる場合を除く）
用途・形式	一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅 その他の用途を含む場合は延べ面積の二分の一以上を居住の用に供するもの
規 模	地階を除く階数が2以下並びに延べ面積が40平方メートル以上及び500平方メートル以下

別表3 様式集

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第7条	様式第1号
補助金交付申請書	要綱第7条	様式第1号の2
補助金交付決定通知書	要綱第8条 第1項	様式第2号
補助金不交付決定通知書	要綱第8条 第2項	様式第3号
補助金交付決定内容変更承認申請書	要綱第9条 第1項	様式第4号
補助事業中止（廃止）承認申請書	要綱第9条 第1項	様式第5号
補助金交付変更通知書	要綱第9条 第2項	様式第6号
補助事業中止（廃止）承認通知書	要綱第9条 第2項	様式第7号
補助事業実績報告書	要綱第11条	様式第8号
補助金額確定通知書	要綱第12条 第1項	様式第9号
補助金交付決定取消通知書	要綱第13条 第1項	様式第12号
全体計画承認申請書	要綱第16条 第1項	様式第13号
全体計画承認通知書	要綱第16条 第2項	様式第14号
全体計画不承認通知書	要綱第16条 第2項	様式第15号
全体計画中止（廃止）承認申請書	要綱第16条 第4項	様式第16号
全体計画中止（廃止）承認通知書	要綱第16条 第5項	様式第17号